

## 新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金・下水道使用料等の 支払猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う水道料金及び下水道使用料等について、下記のとおり支払を猶予します。

受付期間	令和2年4月27日（月）から当面の間
対象の料金等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道料金</li> <li>・下水道使用料</li> <li>・農業集落排水施設使用料</li> <li>・下水道事業受益者負担金（分担金）</li> </ul>
対象者	<p>基本的には下記のいずれかに該当する者を対象者としますが、申請時の聞き取り等により下記事項の確認がとれれば対象者とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道利用者本人もしくはその家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した者</li> <li>・収入が減少し支払いが困難な個人、または売上が減少し事業活動が厳しい事業者</li> <li>・生活福祉資金貸付制度、小口資金・総合支援資金の特例貸付の対象となる者</li> </ul>
手続方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口にて申請書に記入のうえ、提出してください（郵送可）</li> <li>・電話の場合でも、受付はしますが、後日郵送した申請書に必要事項を記入のうえ、郵送又はFAXにて提出してください</li> <li>・申請は毎月（その都度）手続きが必要です</li> <li>・申請の際に各種証明書等（納税証明等）の添付は不要です</li> </ul>
猶予の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猶予の対象は、猶予の申請を受けた日の属する月の請求分です</li> <li>・郵送及び電話の場合の申請を受けた日の取扱は下記のとおりとします          郵送の場合：申請日の記載がある場合は記載された日、記載がない場合は受付日（上下水道課に届いた日）          電話の場合：電話を受けた日</li> <li>・支払猶予期間は、当該猶予月の納期限から最長1年です          例：4月請求分納期限の場合          （納期限：令和2年4月30日→令和3年4月30日）</li> <li>・猶予期間中は、督促手数料・延滞金は免除します</li> <li>・支払猶予分については給水停止処分の対象月から外します          ただし、支払猶予期間を経過した場合は給水停止対象月に含まれます</li> <li>・下水道事業受益者負担金（分担金）については支払猶予を受けた場合、前納報奨金は引き継がれません</li> </ul>
受付時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで</li> </ul>